

宮崎県公報  
別冊

平成27年度

# 行政監査報告書

平成28年4月

宮崎県監査委員

27-44110-1039  
平成28年4月7日

宮崎県知事 殿  
宮崎県議会議長 殿  
宮崎県教育委員会 殿  
宮崎県公安委員会 殿

宮崎県監査委員 高橋 博  
宮崎県監査委員 若曾根 隆志  
宮崎県監査委員 黒木 正一  
宮崎県監査委員 松村 悟郎

#### 行政監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第2項の規定に基づき平成27年10月から平成28年2月までの間に実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

# 目 次

<b>第 1 監査の概要</b> -----	<b>1</b>
1 監査のテーマ .....	1
2 監査の目的 .....	1
3 監査対象機関 .....	1
4 監査の着眼点 .....	2
5 監査対象とした協働事業 .....	2
6 監査事項 .....	3
7 監査の実施方法 .....	3
8 監査の実施時期 .....	3
9 NPO法人について .....	4
<b>第 2 監査の結果</b> -----	<b>5</b>
1 関係法令等 .....	5
2 協働事業推進のための方針・体制・取組 .....	5
3 NPO法人を相手方とした協働事業の状況 .....	9
4 協働事業の実施状況 .....	1 5
5 協働事業実施の検討状況 .....	2 3
6 協働事業推進のための体制に係る取組状況 .....	2 7
7 NPO法人アンケート調査結果の概要 .....	3 3
<b>第 3 意見</b> -----	<b>5 2</b>
【別表 1】 監査対象機関及び実施事業一覧 .....	5 8
【別表 2】 書面調査実施所属一覧 .....	6 1

# 第1 監査の概要

## 1 監査のテーマ

NPO法人との協働について

## 2 監査の目的

地域の課題を解決するため、社会的使命を持ち、継続的な活動を行うNPOは、公共サービスの行き届かない部分を補完するだけでなく、新たな公共サービスの担い手として期待されている。

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン（長期ビジョン）」においても、基本目標である「未来を築く新しい『ゆたかさ』への挑戦」を達成するための施策の柱の一つとして、「NPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進」や「連携・協働による魅力ある地域づくり」を掲げ、各種事業や施策に取り組んでいるところである。

少子高齢化の急速な進行、住民ニーズの多様化及び厳しさを増している行財政運営状況により、NPOの活動の活性化や協働の推進に対する必要性・重要性が今後ますます増してくるものと考えられる。

NPOにはその定義により、特定非営利活動法人（NPO法人）のほか、ボランティア団体等の法人格を持たない任意団体や自治会、町内会等の地縁組織など幅広い団体が含まれ得るが、NPOの中でも協働における中核的担い手の一つであるNPO法人について、県との協働事業（以下「協働事業」という。）の現状を把握するとともに、協働が適切に行われているか等について検証し、今後の事務改善やNPO法人との協働の推進に資することを目的とする。

## 3 監査対象機関

県の協働推進を所管している協働推進担当所属（生活・協働・男女参画課）及び平成26年度にNPO法人を相手方として協働事業を実施した22所属を対象とした。

なお、実態を把握するため、協働事業未実施の所属及び協働相手方であるNPO法人に対しても、抽出による調査を行った。

## 4 監査の着眼点

### (1) 協働推進担当所属

- ① 協働事業推進に関する基本指針や計画は整備されているか。
- ② 全庁的な推進体制は整備されているか。
- ③ NPO法人に対する協働推進の環境整備や効果的な支援は行われているか。
- ④ 県の各所属、機関に対する協働推進の環境整備や効果的な指導、支援は行われているか。
- ⑤ 広報・啓発は効果的に行われているか。
- ⑥ 事業実施後に評価や検証が行われ、事業や施策に反映されているか。

### (2) 協働事業実施所属

- ① NPO法人との協働に積極的に取り組んでいるか。
- ② 協働相手方の選定は適切に行われ、参加機会が確保されているか。
- ③ 協働事業の目的や必要性、NPO法人との役割分担等は明確になっており、事業は適切に実施されているか。
- ④ 事業実施後の評価や検証が行われ、事業や施策に反映されているか。

## 5 監査対象とした協働事業

今回の監査においては、協働の定義を「県民、NPO等、社会貢献活動を行う企業や行政といった多様な主体が、それぞれの主体性、自発性のもとに、お互いの立場や特性を認識・尊重しながら、共通の公共的目的を達成するために協力・協調すること」とし、その相手方としてNPO法人に特化して取り上げている。

そして上記を踏まえ、監査対象とした県との協働事業については「県と相手方であるNPO法人との役割分担のもと、同じ目的のために、対等なパートナーとして協力して行う事業」と定義した。

具体的には、その形態によって以下の4つに分類している。

### ① 事業協力

県の事業に対して、NPO法人が協力し、それぞれの特性を生かす役割分担により、一定期間、継続的に事業を実施するもの。

### ② 共催

県とNPO法人が、共催者となって、共通の目的のために一つの事業を実施するもの。

### ③ 委託

県が本来行うべき事業について、役割分担を明確にして、相手方の専門性等を生かして効果を高めるために、NPO法人に事業の実施を依頼するもの。

### ④ 補助

NPO法人が主体的に行う公益性の高い事業に対し、事業を育成し、充実させるために県が金銭的な給付を行うもの。

## 6 監査事項

- ① 関係法令等
- ② 協働事業推進のための方針・体制・取組
- ③ NPO法人を相手方とした協働事業の状況
- ④ 協働事業の実施状況
- ⑤ 協働事業実施の検討状況
- ⑥ 協働事業推進のための体制に係る取組状況
- ⑦ NPO法人アンケート

## 7 監査の実施方法

- ① 書面調査  
監査対象所属及び協働事業未実施の所属に対して書面による抽出調査を実施した。  
なお、そのうち、協働事業実施所属については生活・協働・男女参画課の資料に基づき選定を行った。(回答数：99所属)
- ② 実地調査  
協働推進担当所属及び協働事業実施所属から7所属を選定し、実査を実施した。
- ③ NPO法人に対するアンケート調査  
県内のNPO法人の中から200法人を抽出し、アンケート調査を実施した。  
(回答数：97法人)
- ④ 委員監査  
協働推進担当所属及び協働事業実施所属のうち2所属について、委員による監査を実施した。

## 8 監査の実施時期

平成27年10月から平成28年2月まで

## 9 NPO法人について

NPOとは「Non Profit Organization」の略で、一般には「民間非営利組織」と言っている。

諸外国では、以前から行政・民間企業と並ぶ社会活動の第3の担い手として、NPOが大きな役割を果たしているが、日本においても、本格的な少子高齢社会の到来や住民ニーズの多様化等を踏まえ、さらに活力ある地域社会を作っていくために、NPOは大きな役割を果たしていくことが期待されている。

NPOの範囲は様々なとらえ方をされるが、その活動分野も多岐に渡っており、社会の色々な場面でそれぞれの活動目的に基づいた活動を行っている。

例示すると、NPO法人及び法人格を持たないボランティア団体や市民活動団体のほか、公益法人、社会福祉法人等の公益団体、自治会、町内会等の地縁組織、生活協同団体や農業協同組合等の共益団体等である。

このような中、「特定非営利活動促進法（NPO法）」（平成10年3月25日法律第7号）が制定され、特定非営利活動を行う団体は県等に申請し認証を受ければ、法人格が取得できることとなり、この認証を受けた法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

【表1】NPO法人数の推移（宮崎県）

（単位：法人）

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (28年1月末)
NPO法人数	358	398	408	423	424

[生活・協働・男女参画課調べ]

## 第2 監査の結果

### 1 関係法令等

NPO法人との協働に係る法令等は、次のとおりである。

#### ① 国（法令）

「特定非営利活動促進法（NPO法）」

#### ② 県（条例及び規則）

「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例」

「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則」

#### ③ 県（その他）

「宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン（アクションプラン）」

（平成23年 6月策定）

「みやざき社会貢献活動促進基本方針」 （平成25年 3月策定）

「宮崎県NPO・ボランティア活動支援連絡会議設置要綱」

（平成18年 3月施行）

「『県民との協働』推進員設置要領」 （平成18年10月施行）

「みやざき協働事業マニュアル」 （平成22年 3月改訂）

等

### 2 協働事業推進のための方針・体制・取組

#### (1) みやざき社会貢献活動促進基本方針

「みやざき社会貢献活動促進基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、「宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン（アクションプラン）」の部門別計画等の一つとして、ボランティアやNPO等、企業による社会貢献活動と、行政を含めた多様な主体の協働を促進するに当たっての中長期的な施策の方向性を示すものとして策定された。

そのうち、協働については、意識の改革と促進・定着を図るため、次の指針が掲げられている。

##### ① 行政の意識改革

職員の意識啓発、NPO等との交流による理解促進

##### ② 県民、NPO等、企業の意識改革

協働についての関心を喚起するための広報・啓発、異なるセクター間の交流による理解促進



③ 相互理解の促進

お互いの考え方や立場の違いを理解・尊重し、批判を受容し合いながら、自立、対等、相互補完の関係を構築していくための情報共有化、交流・意見交換の場の設定及び相互評価の仕組みづくりによる相互理解の促進

④ 多様な主体がつながる環境づくり

異なる価値観を持つ多様な主体の協働を促し、その定着を図るための出会いの機会の創出による連携支援や中間支援組織によるコーディネート促進、「みやざき協働事業マニュアル」を活用したモデル的な協働事業の実践

なお、数値目標は「宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン（アクションプラン）」において設定されており、以下のとおり目標に対して順調に推移している。

【表2】「宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン」における設定目標及び進捗状況

(単位：事業、人)

年度 設定項目	26年度 目標値	30年度 目標値	23年度	24年度	25年度	26年度
県事業における協働事業数	135	200	97	138	144	146
みやざき県民協働支援センター来場者数		4,420		1,553	3,130	4,107

※ 上記の協働事業数には、NPO法人以外を相手方とした事業が含まれている。

[生活・協働・男女参画課調べ]

## (2) 宮崎県NPO・ボランティア活動支援連絡会議

「宮崎県NPO・ボランティア活動支援連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）は、NPO・ボランティア活動を総合的かつ計画的に支援することを目的として設置され、NPO・ボランティア活動の総合支援のための調整、情報交換その他の支援に関して協議を行うものとしており、その決定事項は基本方針に反映され、庁内各所属の指針となっている。

連絡会議の構成は、副知事を会長とし部局長で構成する連絡会議と、総合政策部次長（県民生活担当）を幹事長とし関係課長で構成する幹事会がある。

NPO等の協働に関する支援全般を所掌しているが、特に基本方針においては、庁内推進体制を活用した意識啓発のための全庁的な連絡調整を図る組織として位置づけられている。

## (3) 「県民との協働」推進員

協働の推進のためには各事業の担当者等がNPOの特性や役割を理解し、NPOとの協働の意義や必要性を認識することが重要である。

そのため、職員の意識改革及び組織体制整備の推進、並びにNPO法人を含む多様な主体間の協働の推進を担う職員として、「『県民との協働』推進員」（以下、「推進員」という。）が全所属に配置（原則2名以上）されている。

その職務内容は、NPO等との協働に向けた職場内での情報収集・情報提供のほか、協働事業の実施の検討への参画やNPO等からの提案や問い合わせの対応、「みやざき協働事業マニュアル」を活用したNPO等との協働事業の推進等である。

#### (4) 宮崎県NPOポータルサイト

県では、「宮崎県NPOポータルサイト」（ホームページ。以下、「NPOポータルサイト」という。）を開設し、NPOや協働だけでなく、NPOに関心を持つ者に対して広く様々な情報発信、情報提供を行っている。

NPO法人に関してはその基礎知識、設立認証の方法、相談・講習会の開催案内等が提供されており、協働についても、協働事業の公募や協働商談会の開催案内等の情報を提供している。

また、NPOポータルサイト内には「宮崎NPOデータベース」が設けられており、その活動分野や地域などにより、NPO法人の検索が可能となっている。

NPOポータルサイトアドレス：<http://npo.pref.miyazaki.lg.jp/>

#### (5) みやざき協働事業マニュアル

「みやざき協働事業マニュアル」（平成22年3月改訂）（以下、「協働事業マニュアル」という。）は、協働の手順などを一般的なルールとして整理したものに、県内の事例を追加することで実用的なものとなるように作成されたものであり、協働事業を行う上での企画から実践までの実務的なマニュアルとなっている。

使用対象は行政職員を想定しているが、NPOポータルサイト上で一般にも公開されている。

なお、協働に取り組むNPO等を対象とした協働に関するマニュアルは作成されていない。

#### (6) みやざき県民協働支援センター

「みやざき県民協働支援センター」（以下、「支援センター」という。）は、市民団体、企業、行政等の多様な主体による連携・協働やそれによる地域づくりを活性化し推進することを目的として設置している施設であり、NPO法人等からの協働についての相談対応や研修等を実施している。

また、支援センター内には活動支援スペースが設けられており、NPO法人等に提供されている。

利用者については、順調に推移している。〔前掲 表2〕

所在地： 宮崎市錦町1-10  
宮崎グリーンズフィア壱番館（KITEN） 3階  
開館時間： 午前10時から午後6時まで（月曜休館）  
電話／FAX： 0985-74-7075 / 0985-74-7076  
電子メール： [info@miyazaki-ksc.org](mailto:info@miyazaki-ksc.org)  
ホームページ： <http://www.miyazaki-ksc.org>

---

脚注) みやざき県民協働支援センターは、平成26年度は中山間・地域政策課が所管していたが、平成27年度からは生活・協働・男女参画課が所管している。

## (7) 協働力を磨く職員研修

「協働力を磨く職員研修」は、多様な主体との協働を推進するために、協働を企画・実践できる職員の育成を目的とした県職員対象の研修であり、協働基礎研修と協働実務研修の二つがある。

内容は協働に関する基礎的な事項からNPO等との協働の進め方、テーマ別のグループワーク等であり、推進員や協働事業の担当者、協働の経験のない職員等が受講している。

## (8) その他

NPO法人との協働事業を推進するため、協働推進担当所属（生活・協働・男女参画課）において、以下の事業を行っている。

- ① 協働による未来みやざき創造公募型事業  
県との協働事業を企画、実践するためのモデル事業
- ② 協働商談会開催事業  
新たな協働が生まれる基盤づくりを図るため、行政・NPO・企業等が話し合いや意見交換の場を設ける事業

また、上記の事業のほか、NPO法人自体を支援する事業として「NPO企画力等向上研修」や「NPOマネジメントアドバイザー派遣事業」等を行っている。

上記のとおり、基本方針のもと、全庁的な横断組織である連絡会議に加え、各所属に推進員が配置されているなど、全庁的な推進組織が構築されている。

また、協働力を磨く職員研修や協働事業マニュアルに加え、NPOポータルサイトにより随時の情報提供、発信体制も整えられている。

特に、全所属に配置されている推進員の役割は、協働を推進していく上で重要なものと考えられる。

### 3 NPO法人を相手方とした協働事業の状況

#### (1) 協働事業数・協働数

調査を行った99所属のうち、平成26年度にNPO法人を相手方として協働事業を実施した所属は22所属、事業数は49事業、協働数は69件となっており、その内容は別表1「監査対象機関及び実施事業一覧」のとおりである。

また、事業費は県支出額ベースで114,015,900円である。

(ただし、事業の中にはゼロ予算のものを含む。)

【表3】NPO法人を相手方とした協働事業数及び協働数等の推移

年 度	実施所属数	協働事業数	協働数
平成22年度	13所属	24事業	31件
平成23年度	17所属	30事業	41件
平成24年度	19所属	37事業	63件
平成25年度	24所属	44事業	93件
平成26年度	22所属	49事業	69件

※ 調査を行った99所属における集計であり、「協働事業数」は協働により実施した事業数、「協働数」は各事業における委託や補助等の実施件数である。(以下同じ。)

上記のとおり、協働事業数は年度の推移からも増加の傾向が見られた。

また、その事業内容も、NPO法人の支援事業はもとより、東日本大震災復興支援、中山間地域の振興、人権啓発、子育て支援、環境・新エネルギー対策、河川愛護、スポーツ振興など様々であった。

NPO法人以外を相手方とした協働事業を含め、県全体での協働事業数についても年々増加傾向にある〔前掲 表2〕ことから、協働については一定の推進が図られてきていると言える。

なお、調査の過程において、協働事業としていた事業が協働事業ではないとして除外されたり、逆に協働事業として新たに追加された例が複数見られた。

【表4】部局別協働実施状況

部局名	協働数	部局名	協働数
総合政策部	20件	農政水産部	2件
総務部	1件	県土整備部	7件
福祉保健部	21件	病院局	0件
環境森林部	7件	教育庁	11件
商工観光労働部	0件	警察本部	0件

※ 上記のうち、総務部(1件)及び農政水産部(2件)は、事業としては環境森林部所管のものである。

上記のとおり、部局別の実施状況には大きな差が見られる。

これは、その所管する分野や事業の内容によると思われるが、一方で、協働の実施について検討の余地があると考えられる。

また、平成26年度にNPO法人との協働を実施していない所属（77所属）における未実施の主な理由は以下のとおりである。

**【表5】 協働事業を実施していない理由〔複数選択〕**

項 目	回 答
1 協働が可能な事業がない、または適当なものがないと判断したため	67所属
2 相手方となるNPO法人がない、または知らないため	21所属
3 協働に関する知識や情報がない、または少ないため	3所属
4 あえて協働事業にする必要がない（可能だがメリットがない）と考えたため	9所属
5 その他	5所属

**【表5-2】 協働事業を実施していない最も大きな理由**

項 目	回 答
1 協働が可能な事業がない、または適当なものがないと判断したため	57所属
2 相手方となるNPO法人がない、または知らないため	9所属
3 協働に関する知識や情報がない、または少ないため	2所属
4 あえて協働事業にする必要がない（可能だがメリットがない）と考えたため	4所属
5 その他	5所属

協働事業を実施していない理由としては、「協働が可能な事業がない、または適当なものがないと判断した」が多く、また、最も大きな理由でもある。

このことから、適切な情報提供等があればさらに協働事業をできる可能性があるものと思われる。

## (2) 実施種別

協働数（69件）を実施種別ごとに見ると以下のとおりであった。

【表6】実施種別ごとの状況

項 目	回 答
1 事業協力	4件
2 共催	1件
3 委託	42件
4 補助	22件

上記のとおり、委託と補助によるものが大半を占めている。

## (3) 相手方の決定方法

協働事業（69件）の相手方の決定方法は以下のとおりであり、企画コンペを含む公募によるものが大部分を占め、次いで相手方を一者に限定しているものが多かった。

【表7】相手方の決定方法

項 目	回 答
1 相手方を一者に限定	17件
2 相手方を複数の候補者に限定（指名等）	8件
3 一般に広く公募（公募、一般競争入札、企画コンペ等）	40件
4 その他	4件

また、実施種別ごとに見た内訳は以下のとおりである。

【表8】実施種別ごとの相手方の決定方法

### ① 事業協力

項 目	回 答
1 協働相手方をあらかじめ限定している	1件
2 相手方の限定はしていない（公募等）	3件

② 共催

項 目	回 答
1 協働相手方をあらかじめ限定している	1 件
2 相手方の限定はしていない（公募等）	0 件

③ 委託

項 目	回 答
1 協働相手方をあらかじめ限定（一者随意契約）している	1 6 件
2 複数の候補者の中から相手方を決定（指名競争入札・見積合わせ）している	0 件
3 公募の上、金額による入札・見積合わせにより相手方を決定している	0 件
4 公募の上、企画提案（コンペ）により相手方を決定している	2 6 件
5 上記1～4以外の方法により、相手方を決定している	0 件

④ 補助

項 目	回 答
1 要綱等（交付要綱、実施要領等）にて協働相手方をあらかじめ限定している	8 件
2 要綱等ではなく、伺（起案）にて相手方をあらかじめ限定している	0 件
3 広く募集を行い、審査選考によりすべての相手方を決定している	1 4 件
4 上記1～3以外の方法により、相手方を決定している	0 件

上記①～④のとおり、企画提案（コンペ）方式による公募が多く見られた。

なお、公募や指名等を行う際に、協働事業として実施するため所属において配慮している点としては、以下のようなものがあった。

〔配慮している点〕（書面調査の記述回答による）

- ・ 企画募集の際、協働事業であることを明記する。
- ・ 相互の意思確認により、最終的な仕様書等を定める旨を明記する。
- ・ 通常の委託業務と区別するため、県とパートナーのそれぞれの役割を明確にしている。
- ・ NPO法人の財務状況を踏まえ、概算払としている。

また、協働相手方を限定している場合の主な理由としては、以下のようなものがあった。

〔協働相手方を限定している理由〕（書面調査の記述回答による）

- ・ 法に基づき指定された団体に限られるため。
- ・ 専門性を有している団体が限られている。または他に存在しないため。
- ・ 豊富な経験と実績を有しているため。

業務や事業実施の必要性からやむを得ない面はあるが、特に実績や経験のある法人に比べて新規参入する法人にはハードルが高くなる面があるので、法人育成の観点から、門戸を広く開放するための配慮が必要であると考えられる。

#### (4) 協働であることの提示

事業を協働事業として実施することについて、協働相手方にどのように提示しているかについて確認したところ、以下のとおりであり、特に明示をしていないという例が過半を占めている。

なお、書面での提示は、募集要項や委託契約の仕様書、補助金交付要綱等によっている。

【表9】協働であることの提示方法

項 目	回 答
1 書面により示している	25件
2 口頭により示している	8件
3 特に明示はしていない（相手方は当然理解していると考えており、こちらからあえて明示するという意識がない場合を含む。）	36件



提示している場合であっても口頭によるものもあり、協働事業として相互に認識を共有する点では不十分であると考えられる。

特に委託や補助については、協働ではない業務委託や補助事業が多数を占めていることもあり、協働事業を行うに当たっては、県とNPO法人の双方が協働であることを十分認識し、理解した上で実施する必要があると考えられる。

## 4 協働事業の実施状況

協働事業は、「県と相手方であるNPO法人との役割分担のもと、同じ目的のために、対等なパートナーとして協力して行う事業」であることを踏まえ、協働事業マニュアルでは、企画募集や実施をしていく上で行うべきことを「7つのプロセス」として示している。

そのプロセスを踏まえて、協働事業の実施におけるポイントとして以下の点に着目した。

- |                                |
|--------------------------------|
| ① ともに取り組む目標や課題の設定              |
| ② 事業着手前の事前協議                   |
| ③ 役割分担の設定                      |
| ④ 事業実施中における協議や意見交換の実施、提示意見等の反映 |
| ⑤ 事業実施後の評価や検証、改善の取組            |
| ⑥ 協働事業の実施に対する評価                |

結果は以下のとおりである。

### (1) ともに取り組む目標や課題の設定

ほとんどの事業について目標や課題が設定されていた。

なお、設定していない理由としては「目標を設定することが事業目的になじまない」、「目標の数値化が困難である」等があった。

【表10】目標や課題の設定状況

項 目	回 答
1 設定している	60件
2 設定していない	9件

協働の趣旨からすると、目標は必ずしも数値化する必要はなく、「ともにより良いものにする（次につなげる）」という観点から共有し取り組めるものであれば良いと思われる。このため、目標または課題の設定を行い、双方で共有する必要があると考えられる。

### (2) 事業着手前の事前協議

事業着手前の事前協議の状況を見ると、大多数の事業で協議が行われていた。

ただし、協議結果を書面で記録している例は少なく、協働事業マニュアルで示している「事前確認シート」を使用している例は全くなかった。

書面の例としても、企画提案書や委託仕様書等であり、協議結果を共有し、その後の事業実施に反映するためには十分とは言えないと考えられる。

なお、事前協議を実施していない理由としては「企画提案書や実施計画書の審査を行っているため」、「随時打ち合わせを行っているため」等であった。

【表 1 1】事前協議の実施状況

項 目	回 答
1 事前協議を実施している	57件
2 事前協議は実施していない	12件

【表 1 2】事前協議において検討・決定している内容〔複数回答〕

項 目	回 答
1 協働事業での目標・課題の検討、確認	10所属
2 役割分担	11所属
3 事業の実施内容に関する検討・確認	16所属
4 進行管理、スケジュールに関する検討・確認（事業実施後の評価・検証に係るものを含む。）	13所属
5 その他	1所属

※ 事前協議を実施している所属の回答である。

【表 1 3】事前協議結果の書面化の状況

項 目	回 答
1 「事前確認シート」を作成し明確にしている	0件
2 その他の書面で明確にしている	16件
3 書面にはしていないが、当事者間の口頭により明確にしている	41件

### (3) 役割分担の設定

協働事業マニュアルでは、仕様書とは別に、特に「予算と連動する必要のない事項」については「協働事業確認書」を作成して明確にすることとされている。

しかし、役割分担の設定及び責任の所在の明確化については口頭での例が多く、書面にしている例は少なかった。そして、協働事業マニュアルで示している「協働事業確認書」により明確にしている例はなかった。

また、書面の例も「委託契約書、仕様書」、「補助金交付要綱」等がほとんどで、協働事業マニュアルで示されている内容までは含まれていないと思われる。

なお、書面にしていない理由としても「委託契約書や仕様書で足りる」、「随時協議を実施し、必要な事項等を確認しているため」、「継続事業であり、ノウハウが蓄積されているため」等であった。

【表 1 4】役割分担の設定

項 目	回 答
1 「協働事業確認書」を作成し明確にしている	0 件
2 その他の書面で明確にしている	2 6 件
3 書面にはしていないが、当事者間の口頭により確認している	4 3 件

役割分担を設定して責任の所在を明確にすることは、NPO法人側が自らの果たす役割の範囲を認識し、その上で必要な協議、相談等を適期に実施できるなど、協働事業の確実な履行や内容の向上等を図るために必要であるほか、トラブル防止の側面もあることから、書面で記録しておくことが重要であると考えられる。

#### (4) 事業実施中における協議や意見交換の実施、提示意見等の反映

協働事業マニュアルでは、中間でのふりかえりを行うなど、協働での事業実施中に協議や意見交換を行い、お互いの顔が見える形での活発な議論により、事業の改善やより良い結果への取組を行うとされている。

事業実施中における協議や意見交換については、ほとんどの事業において実施されていた。

また、協議や意見交換によりNPO法人から出された意見の反映の例としては、実施メニューの見直しや公募・実施時期の設定等があった。

ただし、協議結果を書面で記録している例はほとんどなく、協働マニュアルで示されている「事前確認シート」を使用している例は全くなかった。

書面の例も「事業実施計画書」、「復命書」等であり、双方での情報の共有という点では十分とは言えないと考えられる。

結果を記録していない理由としては「随時確認している等書面にする必要性を感じない」、「最終的に実績報告書等で履行内容は確認できるため」、「改めて書面で明確にするような内容がない」等であった。

なお、協議や意見交換を実施していない理由としては「企画提案書や実施計画書の審査を行っているため」、「随時打ち合わせを行っているため」等であった。

【表 1 5】事業実施中における協議や意見交換の実施状況

項 目	回 答
1 協議や意見交換を実施している	5 3 件
2 協議や意見交換は実施していない	1 6 件

【表 1 6】 事業実施中における協議や意見交換結果の書面化の状況

項 目	回 答
1 「事前確認シート」を準用して作成、明確にしている	0 件
2 その他の書面で明確にしている	9 件
3 書面にはしていないが、当事者間の口頭により明確にしている	4 4 件

事前協議や事業の途中において意見交換を行うことは、協働を行う上で最も重要なものであると考えられる。

企画提案によるものであっても、さらに良い結果を求めるためや役割分担の確認のため、双方の負担とならないような配慮を行い、協議を行うことは重要である。

#### (5) 事業実施後の評価や検証、改善の取組

協働事業マニュアルでは、事業遂行上の経験や課題、改善点等について、事業実施後に「評価や検証（ふりかえり）」を行い、それを書面に明確に残すこと、そして、それぞれの次の担当職員等にその「申し送り」を行うことにより具体的な改善点が確実に引き継がれていくことで、失敗を繰り返さないだけでなく、事業効果を高めることが可能になるとされている。

しかし、事業実施後の評価や検証については大多数の事業で実施されていたが、その多くが県のみによる実施であり、NPO法人とともに評価しているものは少なかった。

【表 1 7】 事業実施後の評価・検証の実施状況

項 目	回 答
1 協働相手方（NPO法人）とともに評価や検証を実施している	1 4 件
2 県のみで評価や検証を実施している	4 7 件
3 評価や検証は実施していない	8 件

また、実施状況を見ると、協議結果を書面で記録している例はほとんどなく、協働事業マニュアルで示されている「ふりかえりシート」を使用している例は全くなかった。

書面の例も「事業実績報告書」、「成果報告書」等であり、通常の委託や補助事業で求めている書面であった。

結果を記録していない理由としては「事業実績報告書に基づいて検査や確認を行っているため」が多く、他には「最終の会議で確認している」、「評価・検証時期は翌年度であり、次年度の実施準備等で余裕がない」等があった。

特に、事務負担については、「通常の実績報告確認や検査を行った上に、ふりかえり評価の実施やその結果の書面を作成することは担当者に負担が大きい」との意見もあった。

なお、事業実施後の評価や検証を実施していない理由としては「委託事業であるため、検査のみで完了している」、「正しく履行されていたため」、「別途、第三者委員会で評価を行っているため」等であった。

**【表 1 8】事業実施後の評価・検証内容〔複数回答〕**

項 目	回 答
1 事業目的及び実施計画の設定及びその共有化	6 所属
2 NPO法人のミッション、県の施策目的との整合性	6 所属
3 協働の必要性	3 所属
4 役割分担の設定及びその共有化	4 所属
5 作業等の行程及び進行管理	3 所属
6 不測事態への対応	1 所属
7 評価や検証の機会の設定	2 所属
8 役割の達成度	4 所属
9 協働の満足度	3 所属
10 事業の効果	1 2 所属
11 その他	2 所属

※ 評価や検証を実施している所属の回答である。

**【表 1 9】事業実施後の評価・検証結果の書面化の状況**

項 目	回 答
1 「ふりかえりシート」を作成し記録している	0 件
2 その他の書面で記録している	8 件
3 記録していない（口頭確認のみとしている場合を含む。）	5 3 件

また、評価や検証結果の次回以降の事業実施への反映については、以下のとおり多くの所属が何らかの形で反映していた。

具体的には、「次年度の企画提案や新規事業の検討」、「次年度の同じ事業についての内容改善」に反映、活用している例が多く見られた。

**【表 2 0】 事業実施後の評価・検証結果の反映状況**

項 目	回 答
1 反映・活用している	12 所属
2 反映・活用はしていない	3 所属

※ 評価や検証を実施している所属の回答である。

事業実施後の評価や検証は、次回への実施改善に効果的であるだけでなく、設定した目標や課題に対しての結果を明らかにすることで、反省点や到達点を確認することができるものである。

また、その結果を申し送りにより次回以降につなぐことにより、担当者の異動や相手方の変更等の要因による影響を少なくするほか、協働による実施であることの認識を新たにすることで協働の形骸化を防ぐこともできる。

このため、評価や検証を行うとともに、結果については書面での申し送りを行うことが必要と考えられる。

## (6) 協働事業の実施に対する評価

事業実施後の評価や検証の実施の有無に関わらず、協働事業を実施したことに関する実施所属の評価を聞いたところ、以下のとおり肯定的な評価がほとんどであった。

**【表 2 1】 協働事業実施所属の評価**

項 目	回 答
1 高く評価できると感じている	4 所属
2 ある程度評価できると感じている	16 所属
3 あまり評価できないと感じている	1 所属
4 評価できないと感じている	0 所属
5 どちらとも言えない	1 所属

なお、具体的な良かった点、良くなかった点の主なものは以下のとおりである。

〔良かった点〕（書面調査の記述回答による）

- ・ きめ細かで多様な支援を展開できた。現地のニーズ等に柔軟・効果的に対応できた。
- ・ NPO法人が有する専門性や柔軟性、ノウハウを活かすことができた。また、NPO法人でなければ困難であった例もあった。
- ・ 県単独では発想できない斬新なアイデアに接することができた。
- ・ NPO法人が持っている人脈やネットワークを利用することができた。
- ・ 質の高い事業の実施ができた。
- ・ NPO法人が主体となったことにより、広く参加が募られ、県事業に県民が参加する機会となった。
- ・ 精度の高いデータが収集でき、トラブルなど迅速に対応してもらえた。

〔良くなかった点〕（書面調査の記述回答による）

- ・ 地域のニーズのすくい上げや事業への反映といったような、県側が求める成果が十分に得られず、結果的に通常の業務委託とほぼ変わらない内容のものとなってしまった。
- ・ NPO法人は得意分野に関する知識は詳しく、情熱も持っているが、得意分野から外れると、極端に知識も情熱も薄くなる傾向にあるので、意識付けや調整等に苦勞する場合があった。
- ・ 事業実施にあたって見解の相違等がある場合に、調整に時間を要した。
- ・ はじめて行政との協働事業を行うNPO法人は、行政への提出書類の作成等が苦手であるため、書類の差し戻しや再修正等の作業が発生するケースが多くみられた。
- ・ NPO法人の職員が少ないため、書類作成等の事務処理に時間がかかった。
- ・ 対等ではなく相手方が行政を見下しているような事案があった。

協働事業の実施に関して、全体としては実施した所属において一定の評価がなされているものと言える。



## (7) その他

実施所属が協働事業を実施する上で工夫や配慮している事項としては以下のようなものがあった。

### 〔工夫・配慮している事項〕（書面調査の記述回答による）

- ・ 対等の関係で事業を展開すること、事業終了までフォローアップすること、相談や協議しやすい関係を構築することに配慮している。
- ・ 事前説明会で事業目的や実施方法等を十分に理解していただくとともに取組の成果や課題等について共有を図っている。
- ・ 電話やメールにより、密に連絡調整することで情報共有を図っている。
- ・ 企画応募者の自由な発想から提案されたアイデアを実施していくという事業の形態から、県も事業主体ではあるが、パートナーが提示した自由な発想を損なうような指摘等を行うことは、慎むべきであると考えている。

また、実施所属として協働事業を実施していく上での意見や要望としては以下のようなものがあった。

### 〔意見・要望〕（書面調査の記述回答による）

- ・ NPO法人等との協働事業の有用性は理解できるが、行政のみが事業主体となる場合と比較して、時間や手間が逆にかかってしまう結果となってしまうと、NPO法人等が有する専門性を活かせる協働事業を採用することに、躊躇する結果に陥ってしまうのではないかと考える。  
行政側の努力は当然であるが、NPO法人を事業の担い手とするために全体的な育成や底上げが急務であると考えている。
- ・ NPOと行政が協働して事業を行うためには、事前の役割分担や相互理解が重要であると思われるので、行政やNPOの担当者向けの研修等が必要ではないかと思う。NPOと行政とで分けてするのではなく、ワークショップ方式で一緒にやった方が効果的と思われる。

## 5 協働事業実施の検討状況

### (1) 所属における検討状況

調査を行った99所属のうち、協働による事業実施（NPO法人以外を相手方とする場合を含む。）の検討を行っている所属は43所属であり、56所属は行っていない。

検討を行っている所属においても、35所属は一部に留まっており、すべての事業において行っているのは8所属であった。

このように、協働事業の検討が一部の所属や事業に留まっている状況が見られた。

【表22】協働による事業実施の検討状況

項目	回答
1 すべての事業について、検討を行っている	8所属
2 一部の事業についてのみ、検討を行っている	35所属
3 検討は全く行っていない	56所属

行っていない、または一部の検討に留まっている所属（91所属）における主な理由は以下のとおりである。

【表23】検討を行っていない理由

項目	回答
1 所管する事業は、協働がなじまないと考えているため	56所属
2 相手方となるNPO法人またはその他の団体がいない、または知らないため	16所属
3 協働に関する知識や情報がない、または少ないため	4所属
4 検討するという考えがなかったため	5所属
5 その他	10所属

検討を行っていない理由としては、「所管する事業は協働がなじまない」と考えている所属が最も多く、次いで「相手方となるNPO法人がいないまたはその他の団体がいない、または知らない」となっている。

【表 2 4】表 2 3 において「協働がなじまない」と考えている理由〔複数選択〕

項 目	回 答
1 公平性の確保や機密保持のため (明らかに相手方に守秘義務を課するだけでは足りないため)	3 4 所属
2 法令や条例により、行政自らが行うことが義務付けられているため	3 3 所属
3 事業の性格や政策上の見地から、協働を採ることができないため	2 4 所属
4 公権力の行使に関わるため	1 6 所属
5 その他	3 所属

【表 2 4 - 2】「協働がなじまない」と考えている最も大きな理由

項 目	回 答
1 事業の性格や政策上の見地から、協働を採ることができないため	1 7 所属
2 公平性の確保や機密保持のため (明らかに相手方に守秘義務を課するだけでは足りないため)	1 6 所属
3 法令や条例により、行政自らが行うことが義務付けられているため	1 4 所属
4 公権力の行使に関わるため	7 所属
5 その他	2 所属

「所管する事業は協働がなじまない」と考えている理由としては「公平性の確保や機密保持のため」が多く、また、最も大きな理由の中の一つとなっている。このことから、所属として協働事業に対する不安があるものと考えられる。

## (2) 協働による事業の実施への今後の取組

協働による事業実施の検討の有無に関わらず、今後、協働による事業の実施に取り組むことについて、所属の考えを確認したところ、以下のとおり多数の所属において、条件や環境を整えば取り組みたいとのことであった。

【表 2 5】 協働による事業の実施への今後の取組

項 目	回 答
1 積極的に取り組みたい	5 所属
2 条件や事業の性格・内容が合致するものがあれば取り組みたい	6 4 所属
3 現時点では取り組む考えはない	2 9 所属
4 その他	1 所属

9 9 所属のうち、6 4 所属が「条件や事業の性格・内容が合致するものがあれば取り組みたい」としていることから、さらなる協働の促進を図るためには、情報提供や情報収集等の取組を拡充していくことが重要であると考えられる。

### (3) 協働による事業の実施や推進を行う上での課題等

協働事業を実施している所属から寄せられた協働による事業の実施や推進を図る上での課題等としては、以下のようなものがあつた。

〔協働の実施・推進に係る課題等〕（書面調査の記述回答による）

- ・ N P O 法人や協働に対する職員の知識、認知度が低く、具体的な事業をイメージすることが難しい。
  - ・ 業務多忙により協働のロードマップを丁寧に遂行できない。
  - ・ 事業の枠組みの構築や協働パートナーの募集等で新たな業務が生じるため、積極的に推進しにくい。
  - ・ 公募しても応募者がいない場合がある。
  - ・ 公募のための予算がない中で、一層の広報をどうしていくかが課題である。
  - ・ 事業を行える N P O 法人等の数が少ない。相手方となる団体等に関する具体的な情報が少ない。（事業費、人員数、ノウハウ等）
  - ・ 事業が遂行できる法人かどうか判断できるよう、活動できる人員数や過去の実績に関する情報が欲しい。
  - ・ 協働相手方によっては協働の理念等について理解がない。
  - ・ 協働相手方によっては組織として十分に機能していなかったり、県と協働することで責任感が希薄化し、責任の所在が不明瞭になるのではないかなど、業務の履行に不安がある。
- ある程度信頼のおける相手方でなければ、協働しても事業が進捗しない可能性がある。

「NPO法人や協働に対する職員の知識、認知度が低い」、「業務多忙である」など、行政側の能力や対応を不安視するもののほか、「公募しても応募がない」、「事業を行えるNPO法人の数が少ない」、「協働相手方の業務の履行に不安がある」など、協働相手方に対する不安が見受けられた。

また、「協働相手方となる団体等に関する情報が少ない」、具体的には「活動できる人員数や過去の実績に関する情報が欲しい」等の意見もあり、現状の情報提供ではニーズに応え切れていない面も見られた。

## 6 協働事業推進のための体制に係る取組状況

### (1) 宮崎県NPO・ボランティア活動支援連絡会議

「宮崎県NPO・ボランティア活動支援連絡会議」は、平成26年度には連絡会議・幹事会ともに一度も開催されていなかった。

全庁的な横断組織であり、基本方針においても庁内推進体制を活用した意識啓発のための全庁的な連絡調整を図る組織として位置付けられていることから、適期に開催し、協働の推進に取り組む必要があると考えられる。

なお、頻繁な開催は難しいものと思われることから、議題等の内容や必要に応じて、幹事会に実務的な下部組織を設ける等の方策も含めた検討が必要であると考えられる。

### (2) 「県民との協働」推進員

『県民との協働』推進員については、前述のとおり、全所属において配置されており、その配置数の推移は以下のとおりである。

【表26】「県民との協働」推進員配置数の推移（県全体）

年 度	所属数	推進員数
平成22年度	236所属	469名
平成23年度	233所属	466名
平成24年度	232所属	459名
平成25年度	230所属	455名
平成26年度	228所属	449名

推進員は各所属の所属長が指名することとされているが、以下の観点で選任されており、多くがその職員の所掌している事務となっている。

【表27】「県民との協働」推進員の選任

項 目	回 答
1 所掌している事務（予算業務を担当している等）により選任	62所属
2 適性や業務量を考慮して選任	14所属
3 協働に係る研修の日程により参加できる者を選任	0所属
4 特に選任の方針はない	19所属
5 その他	4所属

推進員の活動状況については、以下のとおりである。

【表 2 8】「県民との協働」推進員の活動状況〔複数選択〕

項 目	回 答
1 N P O 等との協働に向けた職場内での情報の収集・情報の提供	1 5 所属
2 推進員自身が所掌する事業における N P O 等との協働事業の実施の検討	2 0 所属
3 所属が所管する事業全体における N P O 等との協働事業の実施の検討	8 所属
4 N P O 等からの提案や問い合わせ等への対応	8 所属
5 生活・協働・男女参画課が主催する協働推進のための研修への参加	4 1 所属
6 「みやざき協働事業マニュアル」を活用した N P O 等との協働事業の推進 (自らの担当事業以外の所属実施事業に関する助言・関与を含む)	3 所属
7 その他の協働に関する活動	1 所属
8 該当する事業がないため特に活動は行っていない	4 3 所属
9 その他	3 所属

推進員の活動は「協働推進のための研修の参加」に偏っており、また、「該当する事業がないため特に活動は行っていない」も半数近くに及んでいる。

なお、活動内容の具体的な実例を示すと以下のとおりである。

〔職場内での情報提供〕（書面調査の記述回答による）

- ・ 会議や報道等での情報収集を行い、職場内会議や職場内メール等で情報提供を行っている。
- ・ 研修資料等を職場内に回覧している。

〔協働事業実施の検討〕（書面調査の記述回答による）

- ・ 次年度予算の編成時期に、事業の実施方法や所属内の事業で該当するものがないかについて確認や検討を行っている。
- ・ 新規・改善事業の策定時期に N P O 団体と事業内容について意見交換を実施した。
- ・ 予算編成時の事業精査において、協働事業の可能性のあるものについては、事業担当へ情報提供等を行い、検討を促している。
- ・ 年度当初の年間計画の中で、推進員が協働事業の可能性を検討するようにしている。
- ・ 推進員が所掌する事業について、協働が可能かどうかを検討している。

〔問い合わせ等の対応〕（書面調査の記述回答による）

- ・ 協働に関する問い合わせがあった場合には、推進員が対応を行うこととしている。
- ・ 推進員がNPOからの当所属への各種問い合わせの窓口となって、内容を担当職員や上司につないでいる。

〔研修への参加〕（書面調査の記述回答による）

- ・ 「協働力を磨く職員研修（協働基礎研修）」や「協働力を磨く職員研修（協働実務研修）」に参加している。

〔協働事業の推進〕（書面調査の記述回答による）

- ・ 所属全体で事業を検討する場合の助言等を行っている。
- ・ 地元住民による事業実施を図る際の内容説明等を行っている。

なお、協働推進担当所属においては、推進員の配置状況は把握していたが、活動状況については定量的に把握することが困難であるとして、調査等は行っていないかった。

各所属から寄せられた推進員の活動の活発化や活用を図るための主な意見は、以下のとおりである。

〔「県民との協働」推進員の活動の活発化や活用への意見〕（書面調査の記述回答による）

- ・ 予算検討時や予算執行時のプロセスにおいて、推進員が関与する仕組みを構築する。
- ・ 現行制度は、推進員個人の能力や資質に頼った制度となっているように思われる。組織としての対応、例えば、新規予算打合せには所属長が推進員を同席させ意見を聞くなど、推進員を積極的に活用する仕組みが必要である。
- ・ 所属ごとに推進員の役割が完結している感じがあるので、横のつながりが図られると推進員の活動が活発になるのではないかと。
- ・ 過度の負担とならないように、事務分掌の見直しが必要である。
- ・ 複数年による計画により、全職員への具体的な取組を紹介する研修会を開催し周知を図る。

推進員の活動状況を見ると、十分に活動し、活用されているとは言い難い。

特に、設置要領に定められた職務内容には、協働に向けた職場内での情報収集・情報提供も含まれており、協働未実施の所属であっても、一定の役割が期待されている。

協働の推進において、いわば要となる存在であり、さらなる活用を図ることが必要であると考えられる。



### (3) 宮崎県NPOポータルサイト

「宮崎県NPOポータルサイト」の利用・活用状況について、今回調査対象とした所属のうち、協働事業の検討を実施していた43所属（一部の事業について検討を行っている所属を含む。）に確認したところ、以下のとおり、利用・活用している所属は約3分の1であった。

【表29】宮崎県NPOポータルサイトの利用・活用状況

項目	回答
1 利用・活用している	14所属
2 利用・活用はしていない	29所属

また、NPOポータルサイトの利用の促進や内容の充実を図るための所属からの意見としては「広報・周知の徹底」、「法人の活動できる人員数や過去の実績など、協働事業を企画する上で必要となる情報の充実」等があった。

### (4) みやざき協働事業マニュアル

「みやざき協働事業マニュアル」の使用・活用状況について、調査対象所属に確認したところ、以下のとおり、使用・活用している所属は約3分の1であった。

【表30】みやざき協働事業マニュアルの使用・活用状況

項目	回答
1 使用・活用している	15所属
2 使用・活用はしていない	28所属

また、協働事業マニュアルの利用の促進や内容の充実を図るための所属からの意見としては「利用促進のための周知の徹底」、「マニュアルの改正」のほか、「よくできたマニュアルと思うが、担当者が初めて見るには量が多く、読むことに負担感がある」等があった。

### (5) みやざき県民協働支援センター

「みやざき県民協働支援センター」の利用・活用状況について、調査対象所属に確認したところ、以下のとおり、利用・活用している所属は少なかった。

ただし、支援センターは県民向けの施設であることや、設置されてからの期間が短いことが影響しているものと思われる。

**【表 3 1】みやざき県民協働支援センターの利用・活用状況**

項 目	回 答
1 利用・活用している	4 所属
2 利用・活用はしていない	39 所属

また、支援センターの利用の促進や内容の充実を図るための所属からの意見としては「広報・周知の徹底」があった。

## (6) 協働力を磨く職員研修

平成 26 年度における「協働力を磨く職員研修」（協働基礎研修・協働実務研修）の実施状況は以下のとおりである。

**【表 3 2】協働力を磨く職員研修の実施状況（平成 26 年度）**

研 修 名	開催数	受講者数
協働力を磨く職員研修（協働基礎研修）	6 回	151 名
協働力を磨く職員研修（協働実務研修）	2 回	53 名

協働力を磨く職員研修の受講者は、推進員や事業の担当者等が推奨されてはいるが、各所属の判断によっている。

実際に各所属がどのような観点で選任しているかについては以下のとおりであり、多くが推進員またはその候補者からの選任となっている。

**【表 3 3】研修受講者の選任**

項 目	回 答
1 推進員または推進員の候補者を選定	58 所属
2 所掌している事務（予算業務を担当している等）により選定	13 所属
3 適性或業務量を考慮して選定	2 所属
4 研修の日程により参加できる者を選定	5 所属
5 特に選定の方針はない	19 所属
6 その他	2 所属

協働基礎研修・協働実務研修の重複受講者があると思われるが、それでもなお年間 100 名以上が受講しており、知識や理解を持つ職員数は増加している。

受講した職員の各所属での活用や知識の共有、また、推進員との連携等を図ることが重要であると考えられる。

## (7) 県職員に対する意識啓発等

職員の研修結果を含めて、所属内での協働に関する研修、意識啓発、情報提供の実施状況について確認したところ、以下のとおり情報提供等を行っている所属は少数であった。

【表 3 4】 情報提供等の実施状況

項 目	回 答
1 行っている	17 所属
2 行っていない	82 所属

〔情報提供等の事例〕（書面調査の記述回答による）

- ・ 推進員または職員が受講した研修内容を他の職員に情報提供している。
- ・ 生活・協働・男女参画課からの情報を、定期的開催する課内会議や所属内の回覧により、職員へ情報提供している。
- ・ 協働事業を行うに当たっては、「宮崎県NPOポータルサイト」に掲載されている「みやざき協働事業マニュアル」を参考にするよう周知している。
- ・ 協働に係る公募事業や協働の機会創出のための事業等に係る情報提供を行っている。

## (8) その他NPO法人・県民等に対する意識啓発、協働推進への取組

協働推進担当所属（生活・協働・男女参画課）において、以下の事業が実施されている。

- ① 協働による未来みやざき創造公募型事業  
県との協働事業を企画、実践するためのモデル事業
- ② 協働商談会開催事業  
新たな協働が生まれる基盤づくりを図るため、行政・NPO・企業等が話し合いや意見交換の場を設ける事業

## 7 NPO法人アンケート調査結果の概要

### (1) アンケートについて

#### ア 対象法人について

県内のNPO法人（平成27年5月現在）の中から、200法人を抽出選定した。

なお、選定に当たっては、県との協働事業の経験を有する法人を優先した他は、無作為抽出とした。

#### イ 調査票及び調査方法について

調査票は、

「平成26年度に県との協働事業を実施した法人用」（A票）

「それ以外の法人用」（B票）

の二種類とし、調査方法は郵送配布、郵送回答とした。

（実施期間：平成27年11月26日から12月28日まで）

#### ウ 回答状況

97法人から回答があった。（回答率：48.5%）

〔内訳〕 協働事業実施法人（A票）・・・25法人

協働事業未実施法人（B票）・・・72法人

### (2) 主な調査結果について

主な調査結果は以下のとおりである。

なお、協働事業実施所属と協働相手方であるNPO法人との間において、協働事業であることの認識が一致していない例が複数見られた。

#### ア 県とNPO法人の協働事業について

県が実施している協働事業について、未実施法人の多くは「知らない」または「聞いたことはある」との回答であり、広報や周知がまだ十分でない状況が見られる。【表35】

なお、実施法人・未実施法人ともに、多くは県の広報やホームページにより情報を得ている。【表36】

また、県の協働事業に対する評価については、実施法人の多くで一定の評価が得られた。【表37】

未実施法人が協働事業を行っていない（取り組んでいない）理由としては、「人材が不足しているため」、「取り組める事業がないため」が大半を占めており、次いで「資金面で困難なため」、「手続や事務が複雑なため」が多くなっていることから、人員や資金が協働事業に取り組む上での課題であると思われる。【表38】

なお、実施法人と未実施法人のいずれも、多くが今後、県との協働事業に取り組んでみたいと回答しており、協働に対する意欲が見られる。【表39】

【表35】 県が実施している協働事業をどの程度知っていますか

項 目	実施法人	未実施法人
1 知っている	19 法人	19 法人
2 聞いたことはある	5 法人	24 法人
3 知らない	1 法人	29 法人

【表36】 「知っている」「聞いたことはある」場合、どのようにして知りましたか  
〔複数選択〕

項 目	実施法人	未実施法人
1 県の公募	8 法人	12 法人
2 県の広報やホームページ	12 法人	33 法人
3 県からの要請	6 法人	5 法人
4 1～3以外の県からの情報提供	5 法人	8 法人
5 その他	1 法人	5 法人

【表37】 「知っている」場合、県が実施している協働事業をどのように評価されていますか

項 目	実施法人	未実施法人
1 高く評価している	10 法人	/
2 ある程度評価している	7 法人	
3 あまり評価していない	0 法人	
4 全く評価していない	0 法人	
5 わからない	2 法人	

【表38】 県との協働事業を行っていない（取り組んでいない）理由は何ですか  
〔複数選択〕

項目	実施法人	未実施法人
1 人材が不足しているため		33法人
2 取り組める協働事業がないため		31法人
3 資金面で困難なため		19法人
4 手続や事務が複雑なため		14法人
5 専門知識や技術がないため		7法人
6 法人の活動目的や理念に合わないため		4法人
7 メリットがないため		2法人
8 その他		22法人

【表39】 今後、県との協働事業に取り組んでみたいと思いますか

項目	実施法人	未実施法人
1 積極的に行いたい	14法人	11法人
2 できれば行いたい (テーマや条件が合えば行いたい)	9法人	50法人
3 あまり行いたくない	1法人	0法人
4 行いたくない (まったく考えていない)	0法人	5法人
5 どちらともいえない (わからない)	1法人	6法人

※ カッコ内は、未実施法人に対する項目である。

〔上記において、2～4を選択した主な理由〕（実施法人）（アンケートの記述回答による）

- ・ 県と協働で実施することで団体の幅が広がる。今後の事業につながる関係を構築することができる。職員からのアドバイスも的確で勉強になる。
- ・ 担当の県職員の方は丁寧な指導で、当日も参加いただき良かった。
- ・ 自分たちにやれることを無理なくやってゆければと思っている。
- ・ 委託金額、法人の専門性が活かせる仕様内容になっているかによって決めたい。
- ・ 積極的に行いたいですが、法人の日常業務への影響や負担等を考えると2の回答になる。
- ・ 内容はすばらしいのだが、人員とボランティアの確保が難しく、場所の設定が大変であった。
- ・ 資金的に余裕がない。持ち出しが多い。

## イ 法人が実施した県とNPO法人の協働事業について

協働を実施したきっかけとしては「県の公募に応募した」ことによるものが最も多く、次いで「県からの要請・依頼」であった。【表40】

また、事業実施に当たっての県との協議や意見交換については、事前協議、事業実施中の協議ともに、「十分に行えた」または「ある程度十分だった」との回答がほとんどであった。【表41、43】

事業内容の決定については、「大枠は県、詳細は法人が決めた」、「法人から自由に提案した」、次いで「双方で協議した」との回答が多く、法人の意向が反映されている状況が見られる。【表42】

役割分担については、「適切」との回答が大半を占め、事業の実施においても「対等」または「法人が主導的」とするものが多かった。【表44、45】

事業終了後の評価や検証は、多くが行っており、成果についても、その多くが一定以上のものが得られたとしている。【表46、47】

具体的なメリットとしては、「法人の持つ専門性、柔軟性、先駆性等の特徴を生かせた」、「法人の活動目的の達成につながった」との回答が多く、法人の活動にも良い結果が得られていると思われる。【表48】

デメリットとしては、「事務負担が大きかった」が最も多く、次いで「事務が繁雑になった」であり、ここでも人員が課題となっている傾向が見られる。

【表49】

【表40】 県との協働事業に参加したきっかけは何ですか

項目	実施法人
1 県の公募に応募したもの	14 法人
2 県からの要請・依頼によるもの	8 法人
3 貴法人から提案、要請等をしたもの	2 法人
4 その他	1 法人

【表41】 県との事前協議の実施状況はどうでしたか

項目	実施法人
1 十分に行えた	12 法人
2 ある程度十分だった	10 法人
3 あまり十分ではなかった	2 法人
4 十分ではなかった	0 法人
5 行っていない	1 法人

【表 4 2】 事業内容の具体的内容はどのようにして決めましたか

項 目	実施法人
1 法人から自由に提案した	8 法人
2 県があらかじめ決めていた	0 法人
3 大枠は県、詳細は法人が決めた	10 法人
4 双方で協議した	6 法人
5 その他	1 法人

【表 4 3】 県との事業実施中の協議の実施状況はどうでしたか

項 目	実施法人
1 十分に行えた	11 法人
2 ある程度十分だった	11 法人
3 あまり十分ではなかった	2 法人
4 十分ではなかった	0 法人
5 行っていない	1 法人

【表 4 4】 県との役割分担はどうでしたか

項 目	実施法人
1 適切だった	17 法人
2 ある程度適切だった	5 法人
3 あまり適切でなかった	0 法人
4 適切でなかった	0 法人
5 どちらともいえない	3 法人

【表 4 5】 事業の実施において、県との関係についてどのように思われましたか

項 目	実施法人
1 県が主導的だった	0 法人
2 県がやや主導的だった	2 法人
3 対等だった	9 法人
4 貴法人がやや主導的だった	6 法人
5 貴法人が主導的だった	7 法人
6 無回答	1 法人



【表 4 6】 協働事業終了後に県との間で事業の評価や検証を行いましたか

項 目	実施法人
1 行った	20 法人
2 行わなかった	5 法人

【表 4 7】 県との協働事業に取り組んだことによる法人にとっての成果はどうでしたか

項 目	実施法人
1 大きな成果が得られた	16 法人
2 一定の成果が得られた	8 法人
3 あまり成果が得られなかった	0 法人
4 成果が得られなかった	0 法人
5 どちらともいえない	1 法人

【表 4 8】 県との協働事業に取り組んだことにより、どのようなメリットがありましたか〔複数選択〕

項 目	実施法人
1 法人の持つ専門性、柔軟性、先駆性等の特徴を生かした	22 法人
2 法人の活動目的の達成につながった	19 法人
3 人材育成につながった	14 法人
4 経営面で運営が楽になった	13 法人
5 地域ニーズや社会状況の変化がわかった	12 法人
6 行政職員の意識や考え方がわかった	9 法人
7 住民の理解が進んだ	9 法人
8 より自立性が増した	5 法人
9 その他	3 法人

【表49】 県との協働事業に取り組んだことにより、どのようなデメリットがありましたか〔複数選択〕

項 目	実施法人
1 事務負担が大きかった	10 法人
2 事務が繁雑になった	5 法人
3 資金的な負担が大きかった	4 法人
4 その他	4 法人
5 無回答	9 法人

## ウ NPO法人との協働に対する県の取組について

「協働による未来みやざき創造公募型事業」をはじめとする県の協働に関する支援事業については、そのいずれについても、「知っている（参加したことがある）」と回答した法人からは一定の評価が得られた。

【表51、53、55、57、59、61、63】

その一方で、未実施法人においては「知らない」との回答が多く、広報や周知がまだ十分でない状況が見られる。

【表50、52、54、56、58、60、62】

「知っているが利用していない（参加したことはない）」理由は、「必要性を感じない」、「取り組める人材や時間的余裕がない」等であった。

また、支援センターへのアクセスやNPOポータルサイトの検索機能など、具体的な利用における利便性に関するものも見られる。

「県が行っている協働に関する情報の発信や提供の取組」については、実施法人・未実施法人ともに評価が得られているが、一方で、「情報がない、情報が周知されていない」等の意見もあった。【表64】

### ① 協働による未来みやざき創造公募型事業

【表50】 協働による未来みやざき創造公募型事業をどの程度知っていますか

項 目	実施法人	未実施法人
1 知っている	11 法人	17 法人
2 聞いたことはある	4 法人	24 法人
3 知らない	8 法人	31 法人
4 無回答	2 法人	—

【表 5 1】「知っている」場合、協働による未来みやざき創造公募型事業をどのように評価されていますか

項 目	実施法人	未実施法人
1 高く評価している	5 法人	/
2 ある程度評価している	5 法人	
3 あまり評価していない	0 法人	
4 全く評価していない	0 法人	
5 わからない	1 法人	

## ② 宮崎県NPOポータルサイト

【表 5 2】 宮崎県NPOポータルサイトについて、利用されていますか

項 目	実施法人	未実施法人
1 利用している	1 3 法人	1 7 法人
2 知っているが利用していない	5 法人	3 6 法人
3 知らない	7 法人	1 9 法人

〔「知っているが利用していない」主な理由〕（アンケートの記述回答による）

（実施法人）

- ・ 必要性がない。
- ・ 団体の活動で時間的余裕がない。日常業務に追われて、じっくり検討する時間がない。
- ・ 内容をよく知らなかった。

（未実施法人）

- ・ 現在、必要ではないため利用していない。
- ・ NPO法人設立時等は利用したが現在は全く見ていない。
- ・ 助成金を受けようと探したが探しにくかったのでそれ以来利用していない。
- ・ 県の事業と合致するものがない。当法人との関わりが低い。
- ・ 使い方がわからない。
- ・ 取り組める人材や時間的余裕がない。

【表53】「利用している」場合、宮崎県NPOポータルサイトをどのように評価されていますか

項目	実施法人	未実施法人
1 高く評価している	2 法人	/
2 ある程度評価している	10 法人	
3 あまり評価していない	0 法人	
4 全く評価していない	0 法人	
5 わからない	0 法人	
6 無回答	1 法人	

### ③ みやざき県民協働支援センター

【表54】みやざき県民協働支援センターについて、利用されていますか

項目	実施法人	未実施法人
1 利用している	8 法人	7 法人
2 知っているが利用していない	8 法人	34 法人
3 知らない	9 法人	30 法人
4 無回答	—	1 法人

【「知っているが利用していない」主な理由】（アンケートの記述回答による）

（実施法人）

- ・ 私達の活動に結びつかない。
- ・ 必要性を感じていない。
- ・ 内容をよく知らない。
- ・ JRやバスでは利便性が悪く、駐車場も有料なので利用しづらい。
- ・ 団体の活動で時間的余裕がない。

（未実施法人）

- ・ 私達の活動に合致しない。
- ・ 現在、必要ではないため利用していない。相談することがない。
- ・ 具体的な内容がわからない。使い方がわからない。
- ・ 宮崎駅は行きづらい。また、駐車場が有料であることがネックである。
- ・ 取り組める人材や時間的余裕がない。

【表55】「利用している」場合、みやざき県民協働支援センターをどのように評価されていますか

項目	実施法人	未実施法人
1 高く評価している	3 法人	/
2 ある程度評価している	5 法人	
3 あまり評価していない	0 法人	
4 全く評価していない	0 法人	
5 わからない	0 法人	

#### ④ みやざき協働事業マニュアル

【表56】みやざき協働事業マニュアルについて、利用されていますか

項目	実施法人	未実施法人
1 利用している	4 法人	6 法人
2 知っているが利用していない	12 法人	28 法人
3 知らない	9 法人	38 法人

【「知っているが利用していない」主な理由】（アンケートの記述回答による）

（実施法人）

- ・ 事業+αの取組までになかなか至らない。
- ・ 受託している事業において活用の必要がない。
- ・ あることは知っているが、実態は詳しく調べる時間がない。

（未実施法人）

- ・ 私達の活動と合致しない。または、レベルが合わない。
- ・ メリットを感じない。
- ・ 現在、必要ではないため利用していない。
- ・ 使い方がわからない。
- ・ 団体規模が小さいことや力不足により、今のところ動ける状況にない。
- ・ 取り組める人材や時間的余裕がない。

【表57】「利用している」場合、みやざき協働事業マニュアルをどのように評価されていますか

項目	実施法人	未実施法人
1 高く評価している	2 法人	/
2 ある程度評価している	2 法人	
3 あまり評価していない	0 法人	
4 全く評価していない	0 法人	
5 わからない	0 法人	

### ⑤ 「協働商談会」等の情報交換会

【表58】「協働商談会」等の情報交換会に参加したことはありますか

項目	実施法人	未実施法人
1 参加したことがある	14 法人	22 法人
2 知っているが参加したことはない	6 法人	24 法人
3 知らない	5 法人	26 法人

【「知っているが参加したことはない」主な理由】（アンケートの記述回答による）

（実施法人）

- ・ NPO法人にはあまりメリットがないと思い参加していない。
- ・ 人的余裕がない。
- ・ 日程が合わない。

（未実施法人）

- ・ 目的が合わない。
- ・ 必要がない。または必要性を感じていない。
- ・ よくわからない。
- ・ 気楽に参加できる交換会を望む。
- ・ スケジュールが合わない。
- ・ 取り組める人材や時間的余裕がない。

【表59】「参加したことがある」場合、「協働商談会」等の情報交換会をどのように評価されていますか

項目	実施法人	未実施法人
1 高く評価している	1 法人	/
2 ある程度評価している	9 法人	
3 あまり評価していない	4 法人	
4 全く評価していない	0 法人	
5 わからない	0 法人	

## ⑥ NPOマネジメントアドバイザー派遣事業

【表60】 NPOマネジメントアドバイザー派遣事業について、利用されていますか

項目	実施法人	未実施法人
1 利用している	2 法人	4 法人
2 知っているが利用していない	16 法人	35 法人
3 知らない	7 法人	33 法人

【「知っているが利用していない」主な理由】（アンケートの記述回答による）

（実施法人）

- ・ メンバーに専門家がいる。または専門家がサポートしてくれているので必要性を感じていない。
- ・ 現在のところ必要がない。
- ・ どう使って良いのかわかりづらい。実績や事例を詳細に示して欲しい。
- ・ 派遣される講師の力量がわからない。
- ・ あることは知っているが、実態を詳しく調べる時間がない。

（未実施法人）

- ・ 法人の目的と合致しない。
- ・ 現在のところ必要がない。または必要性を感じていない。
- ・ 使い方がわからない。どのような時に利用すれば良いのか思いつかない。
- ・ ずいぶん前に申し込んだがあまりアドバイスにならなかったため、その程度であれば利用しなくても良いと思った。
- ・ 取り組める人材や時間的余裕がない。

【表61】「利用している」場合、NPOマネジメントアドバイザー派遣事業をどのように評価されていますか

項目	実施法人	未実施法人
1 高く評価している	2 法人	/
2 ある程度評価している	0 法人	
3 あまり評価していない	0 法人	
4 全く評価していない	0 法人	
5 わからない	0 法人	

### ⑦ 「NPO企画力等向上研修」等の人材育成研修

【表62】「NPO企画力等向上研修」等の人材育成研修に参加したことはありますか

項目	実施法人	未実施法人
1 参加したことがある	11 法人	17 法人
2 知っているが参加したことはない	9 法人	25 法人
3 知らない	5 法人	29 法人
4 無回答	—	1 法人

【「知っているが参加したことはない」主な理由】（アンケートの記述回答による）

（実施法人）

- ・ 必要性がない。
- ・ 活動内容が違っていたり、希望する研修ではなかった。
- ・ 日程が合わない。
- ・ 会場が遠いことが多く、時間がさけない。

（未実施法人）

- ・ 目的が合わない。当法人の活動の参考とならない。
- ・ 必要がない。または必要性を感じていない。
- ・ 魅力ある研修がない。
- ・ スケジュールが合わない。
- ・ 取り組める人材や時間的余裕がない。



【表63】「参加したことがある」場合、「NPO企画力等向上研修」等の人材育成研修をどのように評価されていますか

項目	実施法人	未実施法人
1 高く評価している	1 法人	/
2 ある程度評価している	9 法人	
3 あまり評価していない	1 法人	
4 全く評価していない	0 法人	
5 わからない	0 法人	

⑧ 県が行っている協働に関する情報の発信や提供の取組

【表64】 県が行っている協働に関する情報の発信や提供の取組について、どのように評価されていますか

項目	実施法人	未実施法人
1 高く評価している	8 法人	5 法人
2 ある程度評価している	11 法人	24 法人
3 あまり評価していない	5 法人	13 法人
4 全く評価していない	0 法人	2 法人
5 わからない	1 法人	27 法人
6 無回答	—	1 法人

【「あまり評価していない」、「全く評価していない」主な理由（実施法人）

（アンケートの記述回答による）

- ・ 県のホームページでしか情報が得られない。
- ・ ホームページで詳細に調べないと情報が得られない。  
NPO等、公益法人が応募できる事業については、全ての所属の事業が一括して見られるページを作って欲しい。
- ・ 情報等が周知されていないように感じる。
- ・ 情報がない。

## エ NPO法人の活動基盤について

NPO法人が活動していく上での課題等としては、実施法人と未実施法人ともに「資金」、次いで「人材や人員」が多く、運営基盤が脆弱である状況が見られる。【表65】

【表65】 貴法人が活動していく上で課題、または不足しているものは何ですか。  
〔複数選択〕

項 目	実施法人	未実施法人
1 資金	20法人	53法人
2 人材や人員	18法人	49法人
3 専門知識や技術	8法人	12法人
4 その他	1法人	3法人
5 無回答	—	1法人

## オ その他

県への要望については、実施法人・未実施法人ともに「NPO法人の活動や協働事業に関する県民への広報・普及活動」や「県からのNPO法人に対する情報の積極的な提供」など、情報提供に関するものが多い。

未実施法人においては、「NPO法人に対する資金的な支援」や「施設や機材の利用や供与」など、NPO法人自体の運営に関するものが多くなっている。

【表66】

【表66】 協働事業の推進のために県に求めたいことは何ですか〔複数選択〕

項目	実施法人	未実施法人
1 行政の意識改革	7 法人	19 法人
2 協働事業の理解や実務に関する研修	9 法人	14 法人
3 県からのNPO法人に対する情報の積極的な提供	15 法人	37 法人
4 協働の相手方との交流の機会	5 法人	18 法人
5 NPO法人の活動や協働事業に関する県民への広報・普及活動	19 法人	19 法人
6 協働に関する総合窓口の設置	3 法人	15 法人
7 事業の初期段階からの協議参加	6 法人	13 法人
8 対等なパートナーシップの形成	6 法人	18 法人
9 施設や機材の利用や供与	6 法人	22 法人
10 NPO法人に対する資金的な支援	12 法人	41 法人
11 NPO法人の能力向上のための研修	11 法人	17 法人
12 その他	0 法人	5 法人
13 無回答	—	4 法人

なお、協働事業に関する個別意見については、次ページのとおりである。

## 〔協働事業に関して県に対する意見等〕（アンケートの記述回答による）

### ① 実施法人

#### 〔NPO法人の育成について〕

- ・ 県からの受託により事業を展開していくことは、NPO独自では困難である。県と協働事業を実施することで、資金面やNPOの信頼度、認知の上でも実践の幅が広がり、関係機関とのネットワークが強まり、ひいては県民の生活の向上につながる。
- ・ 資金が余りないので大変助かっている。事業がスムーズに行われるよう助言して欲しい。
- ・ 資金面で、NPO法人を支援して欲しい。
- ・ 新規事業に対する補助だけではなく、継続するための補助があると良い。
- ・ 安心して相談できる場所が欲しい。

#### 〔協働に関する情報の提供について〕

- ・ 県の方から、協働のプランを提案して欲しい。
- ・ 委託料の算定基準が見えない。
- ・ 成果についての評価基準が見えない。
- ・ 事業を受託する際に、打ち合わせ等による具体的な説明の機会が欲しかった。

#### 〔県とNPO法人との関係について〕

- ・ NPO法人が、県民が抱える社会的課題に専門的スキルを持って積極的に取り組んでいることを理解して欲しい。
- ・ 担当者の引継を徹底して欲しい。
- ・ 担当ではない別の部署から、県側の不満が出ていたことがわかったが、直接伝えるなどしてちゃんと向き合って欲しい。私たち自身もより良く改善するために向き合う。
- ・ 事業の開始以前から関わっているが、年数が経ち県の担当者が変わるにつれて基本点のずれや意識の違いが明確になり始め、これまでの経緯や積み重ねた実績の意味が継承されていない。
- ・ 協働の手続について、数年はマニュアルに沿った手続が行われ、ふりかえりも何度か行われたが、いつのまにか行われなくなった。
- ・ 県側から一方的に変更がなされたため、実施する上で混乱が生じた。申し入れをしたが、返事も無く放置された。
- ・ 県の対応について意見したところ、担当者から、「前任者からの引継はしていない」、「時間がなくてできない」などと言われ、また、逆に法人側が余計な指摘をしているかのような発言もあったため、協働どころか県の担当課に対して大きな不信感を抱いている。

## [その他]

- ・ 協働事業の公募があっても宮崎市中心に有利なものが多く、遠隔地からは応募しにくいものが多い。
- ・ 年度の事業であるにもかかわらず、開始の時期が遅いことにより十分な計画や実施ができなかった。

## ② 未実施法人

### [NPO法人の育成について]

- ・ 過去に協働事業を行った。様々な分野、業種との協働の可能性があると思う。担当者の知識、情報収集の能力も必要だと実感した。
- ・ 企画力、実績のある団体に対して委託（助成）されるのは当然であるが、特定の団体に偏っているような印象を持っている。  
県内のより多くの団体の力量を高め、育成する観点も重視して欲しい。
- ・ あらゆるNPOが成長できるよう、委託や協働事業のノウハウや助成金の申請用紙の書き方等を相談できる体制を確立して欲しい。
- ・ 宮崎で頑張る色々なNPO団体で県の委託や協働ができるとイメージが変わると思う。

### [協働に関する情報の提供について]

- ・ 教育と福祉の分野での協働事業を行っている他県の取組を教えて欲しい。
- ・ どんな協働事業があるのかわからない。色々な研修の機会について知りたい。
- ・ 県の情報を収集しに行けるスタッフを配置できるNPOは情報もサービスも受けやすいが、そうでないNPOは情報そのものを知ることが少なくなってしまう。
- ・ 新規参入者に対して担当者の見目が厳しい。
- ・ 応募するのにハードルが高い。一つの事業に多数のNPO法人が、それぞれの役割を担って参加できるような仕掛けができないかと思っている。
- ・ 協働や委託等の情報を公開した時点で、情報配信するメールサービスなどがあるとよい。

### [県とNPO法人との関係について]

- ・ もう少しコミュニケーションを持った方がお互いのニーズや立場がわかるかも知れない。お互いの強み、弱みを理解できると良いと思う。
- ・ 行政にできない部分を民間がカバーするのが協働事業と思っているが、実際、具体的な話になると「わからない」とか「今度、話しましょう」とか言われるばかりでその先がない。
- ・ 相談に行ったがサポートを担当するNPO法人の対応に不安を感じ、相談に行きにくくなった。

[その他]

- ・ 各NPOの現状を調査し協働にふさわしいテーマの提案をお願いしたい。
- ・ 市との協働を考える方がどうしても多くなる。

## 第3 意見

「第2 監査の結果」に詳述したとおり、県のNPO法人との協働に関する現状等について分析、評価を行ったところ、推進のための方針・体制及び協働事業の状況等においていくつかの課題が明らかになったところであるが、今回の監査結果を踏まえ、総括して意見を述べると、下記のとおりである。

### 1 庁内推進体制の活用

「みやざき社会貢献活動促進基本方針」においては、協働を促進するためには行政、民間の双方が、協働の意義や効果等について正しく理解することが重要であり、このため、行政はこれまでの「公共は行政だけが担うもの」という考えを改め、協働に対する意識改革を図ることとされている。

これを受けて、NPO・ボランティア活動を総合的かつ計画的に支援するための組織として、副知事を会長とし部局長で構成する「宮崎県NPO・ボランティア活動支援連絡会議」が平成18年3月に設置され、協働に関して「庁内推進体制を活用した意識啓発のための全庁的な連絡調整を図る組織」と位置付けられている。

また、知事部局、外局及び各種委員会を含めた全所属に「『県民との協働』推進員」が平成18年10月から配置されている。

このように、協働を推進するための組織は整備されている。

しかし、その活動の実態を見ると、連絡会議についてはその下部組織である幹事会を含めて、平成26年度には1回も開催されておらず、十分機能しているとは言い難い。

このことから、協働の推進における連絡会議のあり方やその活動について検討を行い、さらなる活用を図る必要がある。

### 2 職員の意識啓発、理解の促進

協働の推進のためには、第一に職員の意識改革を図ることが求められる。

これまでも、既に年間100名以上の職員が「協働力を磨く職員研修」を受講するなど、協働に関する意識啓発や理解への取組が図られているところではあるが、一方で、所属の協働事業に対する取組状況や推進員の活動状況を見ると、協働による事業実施の可能性の検討を行っていない所属や特段の活動を行っていない推進員が多く見られ、十分な状況にあるとは言い難い面もある。

また、NPO法人からは「県担当者の交代により事業に影響が生じた」、「職員の引継を確実にして欲しい」等の意見が出ていることから、さらなる取組が求められるところである。

今回の調査の過程において、所管している事業に関しての協働事業の認識が誤っていた所属が複数見られたが、このことは、「協働」に関する職員の理解が不十分であることが一因と思われる。

このことから、各所属においては、職員に協働に関する研修を積極的に受講させ、研修内容を広く他の職員に周知するなど、職員一人ひとりに対して、協働及びNPO法人等の協働の相手方に関する意識啓発や理解の促進を図る必要がある。

### 3 「『県民との協働』推進員」の活用

各所属には、協働の推進を担う職員として「『県民との協働』推進員」が配置されており、協働事業の実施の検討のほか、協働に向けた所属内での情報収集・情報提供など、日常的に職員の意識啓発や理解のために積極的に活動することが職務として定められている。

しかし、多くの推進員の活動は、協働に関する研修を受講し、その資料等を所属内に回覧する程度のもとなっており、研修結果の伝達やその他の情報収集、情報提供等を積極的に行っている例は少なかった。

また、推進員のために特化した研修等はなく、「協働力を磨く職員研修（協働基礎研修・協働実務研修）」の受講が推奨されているが、受講していない推進員も見られたところである。

さらに、初めて推進員に就任した職員には、協働に関する知識や経験がない者も多いと考えられるが、研修の回数や日程、職務の関係等から、必ずしも就任時期に応じて受講されていない状況にある。

このことから、協働推進担当所属においては、推進員の活動を支援するため、そのニーズを踏まえた研修の充実や活動のための情報提供等を行う必要がある。

また、各所属においては、協働推進担当所属との連携を図るとともに、協働事業の検討や職員の意識改革などに推進員を積極的に活用することが望まれる。

### 4 マニュアル等の見直し

職員を対象に「みやざき協働事業マニュアル」が作成されているが、多くの所属がその存在を知らない、または事業検討の際に使用していないなど、十分に活用されていない状況であった。

現在の協働事業マニュアルは事業実施の具体的な実務を想定したものであることから、協働に取り組んだ経験のない職員等には、詳細過ぎてわかりづらいとの意見も聞かれた。

一方、「宮崎県NPOポータルサイト」には協働に関する基礎知識等が掲載され、協働事業マニュアルも公開されているものの、NPO法人から「協働の内容がわからない」、「協働はどのようにするのか」等の意見があったことは、協働事業に取り組むNPO法人等に向けた基礎的なテキストやマニュアルが作成されていないことが要因と考えられる。



このことから、協働推進担当所属においては、協働に関する基礎的な知識や理解を得るためのテキストの作成や、職員やNPO法人等からのニーズを踏まえた協働事業マニュアルの見直しについて検討する必要がある。

## 5 所属及びNPO法人等に対する情報提供

### (1) 所属に対する情報提供

県内には約420のNPO法人があるが、協働に意欲があり実施能力を備えた法人に関する情報は少なく、また、その把握自体も十分には行われていないため、所属からは、協働相手方となり得るNPO法人の有無に関する情報を求める意見や業務の履行を不安視する意見が見られた。

特に、活動可能な人員数や過去の活動実績など、NPO法人を協働の相手方として検討するための基礎的な情報を求める意見があった。

このことから、協働推進担当所属においては、協働に関する研修やNPOポータルサイト等を活用して、協働相手方となり得るNPO法人等の情報や実施事例など、所属が求める情報の提供を積極的に行う必要がある。

なお、協働事業実施所属においては、実施事例の情報提供や協働推進担当所属からの調査等について積極的な協力が望まれる。

### (2) NPO法人等に対する情報提供

NPO法人からは、他県の先行事例を含め、県からの協働に関する情報提供の充実を求める意見や協働に関する県民への広報を求める意見が多く見られた。

このことから、協働推進担当所属においては、実施事例や他県の取組等をNPOポータルサイト等を活用して紹介するなど、NPO法人等に対してそのニーズを踏まえた情報の提供を積極的に行うとともに、県民に向けた協働に関する広報を図る必要がある。

## 6 協働による実施の検討

協働事業実施所属の内訳をみると、一部の所属に限られており、部局によっても大きな差が見られる。

これは、各部局で所管している分野や事業の内容が多岐に渡るため、事業の性格や政策上の見地から協働の実施への取組が困難な面もあると思われる。

ただ一方では、協働事業を実施していない所属を含めたほとんどの所属が、協働について「条件や事業の性格、内容が合致するものがあれば取り組みたい」と意見しており、取り組む意欲が見られることから、きっかけや環境が整うことによりさらに取組が増える可能性があるものと期待される。

しかしながら、協働による実施の検討を行っていない、または一部の検討に留まっている所属が多く見られたことは、協働に関する理解や情報が十分でないために、特に協働に取り組んだ経験のない所属において、最初から対象事業がないと判断してしまう例や実施の可能性の検討を行っていない例もあると思われる。

このことから、協働推進担当所属においては、次年度の予算編成時等の機会を捉えて、各所属が協働による事業実施の可能性について検討を行う仕組みづくりが必要である。

## 7 協働の機会の拡大

県内には協働事業に対する意欲を持っているNPO法人が多く見られたが、資金的にも小規模で人員・人材や時間的な余裕がないなど、1つの法人で協働事業を行うには能力や負担の面から難しいという意見が複数聞かれた。

また、県が協働の相手方を募集するに際して、門戸自体は開かれているものの、実態としては企画コンペが多くを占めており、小規模で運営基盤の脆弱なNPO法人にとっては、ハードルが高い場合もあると思われる。

しかし、「協働による未来みやざき創造公募型事業」のように複数のNPO法人がそれぞれの長所を持ち寄り、グループを結成することにより連携して事業を行っている例がある。

さらに、「協働商談会」など、法人同士の出会いの場を提供し、ネットワークを形成する取組も行われている。

これらは小規模な法人が協働に取り組む上で大変有効であり、また、複数の法人が連携して事業を行うことで、構成する法人の能力向上につながることは、法人育成の観点からも効果的である。

このことから、協働商談会のような場を拡充するとともに、公募において複数の法人による共同応募が可能となるよう条件を設定するなど、小規模法人の新規参入を促すための仕組みや環境をつくる方策が望まれる。

## 8 協働のプロセスと書面による記録等の徹底

今回の調査の過程において、実施所属と協働相手方のNPO法人との間で、協働事業であるという認識が一致していない例が複数見られたほか、所属からは、「県側が求める成果が十分に得られず、結果的に通常の業務委託と変わらないものとなった」との意見があり、NPO法人からも、「事務負担が大きい」、「県の担当者が変わるにつれて協働を始めた当初の目的、共有していた意識や認識等にずれが生じた」等の意見があった。

また、事前協議や事業実施中の協議、及び事業終了後の評価や検証は実施されていたが、評価や検証を協働相手方であるNPO法人を交えることなく、県のみで行っている例が多く見られ、「記録作成に伴う事務の負担が大きい」等の理由により、それらの結果について書面で記録しているところは少なかった。

特に、協働事業マニュアルに示されている各種シートを用いている例は全くなかった。

協働の認識を共有することや、事業実施において協議や評価・検証のプロセスを行うことは協働の基本の一つであり、これらを安易に省いたり、記録を残さないことで協働の形骸化が懸念される。

このことから、事業の実施においては、契約書や交付要綱等に「事業を協働で行う」ことを明記するとともに、協働の各プロセスにおいて協働相手方と協議を行い、評価や検証等の結果を書面に記録することが必要である。

さらに、県と協働相手方が十分にコミュニケーションを図りながら、いわゆる「PDCAサイクル」を着実にやっていくことにより、効果的に協働事業を実施し、その質を高めていく必要がある。

なお、協働実施所属においては、現在実施している事業について、協働であることの認識や情報の共有、適切な役割分担のもと協議や意見交換が十分行われ、相手方の意見が効果的に反映されているか等について、改めて点検を行うことが望まれる。

## 9 さらになる協働の推進に向けて

少子高齢化社会の急速な進行、地域社会の変化や厳しい財政状況の中で、行政には新たな役割が求められており、協働の重要性はこれからもますます増していくものと思われる。

このような中、県内のNPO法人や協働の実施は近年、順調に増加してきており、一定の推進が図られている。

実施した事業については、様々な成果が上がっていることに加え、実施所属からは、「県単独ではできないことができた」、「NPO法人の持つ専門性、柔軟性が生かされた」、「質の高い事業の実施ができた」等の意見があり、また、協働相手方のNPO法人からも「法人の持つ専門性、柔軟性、先駆性等の特徴が生かされた」、「法人目的の達成につながった」等の意見も多く、全体として概ね高い評価であった。

このことは、協働事業が県とNPO法人の双方にとって良い結果をもたらしていること、協働を行うことによる効果があること、そしてこれを推進していくことは有益であることを示している。

一方、現在の連絡会議の設置や推進員の配置から約10年が経過し、事業数も増加するにつれて、明らかになってきた課題もある。

協働は職員一人ひとりの意識に関わるテーマでもあり、所属としてだけでなく、職員それぞれが受けとめ、取り組むことが重要である。

今回の監査では、様々な協働相手方の中から、特に協働の中核的担い手の一つであるNPO法人に着目したところであるが、意見として述べたことはその他の協働相手方においても共通するものと思われる。

このことから、各所属においては、協働に適した事業の掘り起こしによる事業数の増加等の「量」に加え、どうすればより良い協働となるのかということを常に意識し、協働相手方の能力を十分引き出し得る方法を採用するなど、その「質」の向上についても十分配慮した取組が望まれる。

〔別表1〕 監査対象機関及び実施事業一覧

部局名	所属名	事業名	事業開始年度	種別	NPO法人の名称	発注等の形態
総合政策部	総合政策課	東日本大震災復興活動支援事業	平成24年度	委託	NPO法人 みんなのくらしターミナル	公募等
総合政策部	総合政策課	東日本大震災復興活動支援事業	平成26年度	委託	NPO法人アースウォーカーズ	公募等
総合政策部	総合政策課	東日本大震災復興活動支援事業	平成26年度	委託	NPO法人宮崎文化本舗	公募等
総合政策部	総合政策課	東日本大震災復興活動支援事業	平成27年度	委託	NPO法人いさいと	公募等
総合政策部	総合政策課	東日本大震災復興活動支援事業	平成28年度	委託	NPO法人NPOみやざき	公募等
総合政策部	中山間・地域政策課	県民とともに築く 明日のみやざきづくり拠点事業	平成24年度	委託	NPO法人宮崎文化本舗	公募等
総合政策部	中山間・地域政策課	中山間地域とつながろう！ 「中山間盛り上げ隊」派遣事業	平成21年度	委託	NPO法人 みんなのくらしターミナル	公募等
総合政策部	生活・協働・男女参画課	NPO活動支援センター助成事業	平成20年度	補助	NPO法人宮崎文化本舗	公募等
総合政策部	生活・協働・男女参画課	NPO企画力等向上研修事業	平成21年度	委託	NPO法人宮崎文化本舗	公募等
総合政策部	生活・協働・男女参画課	協働商談会開催事業	平成21年度	委託	NPO法人NPOみやざき	公募等
総合政策部	生活・協働・男女参画課	NPO・ボランティア人材育成・体験 プログラム開発事業	平成20年度	補助	NPO法人 エコワールドきりしま	公募等
総合政策部	生活・協働・男女参画課	協働による未来みやざき創造事業	平成25年度	委託	NPO法人 子ども虐待防止みやざきの会	公募等
総合政策部	生活・協働・男女参画課	協働による未来みやざき創造事業	平成25年度	委託	NPO法人ドロップインセンター	公募等
総合政策部	生活・協働・男女参画課	協働による未来みやざき創造事業	平成25年度	委託	NPO法人宮崎もやいの会	公募等
総合政策部	生活・協働・男女参画課	安全で安心なまちづくり アドバイザー派遣事業	平成18年度	委託	NPO法人ハートム	公募等
総合政策部	生活・協働・男女参画課	安全で安心なまちづくり アドバイザー派遣事業	平成18年度	委託	NPO法人宮崎県防犯設備士協会	公募等
総合政策部	生活・協働・男女参画課	男女共同参画センター管理運営	平成18年度	委託	NPO法人 みやざき男女共同参画推進機構	公募等
総合政策部	生活・協働・男女参画課	女性のチャレンジ応援事業	平成25年度	委託	NPO法人 みやざき男女共同参画推進機構	一者
総合政策部	文化文教課	ミュージックランドみやざき協働 事業	平成25年度	委託	NPO法人オーガニック九州	公募等
総合政策部	人権同和対策課	人権啓発協働推進事業	平成26年度	委託	NPO法人障害者自立応援センター YAH! DOみやざき	公募等
総務部	西臼杵支庁	森林づくり活動支援事業	平成25年度	補助	NPO法人五ヶ瀬自然学校	公募等
福祉保健部	福祉保健課	民間団体による地域の絆づくり事業	平成24年度	補助	NPO法人M'sハートフル	公募
福祉保健部	福祉保健課	民間団体による地域の絆づくり事業	平成24年度	補助	NPO法人うつ予防の会・だんだん	公募

〔別表1〕 監査対象機関及び実施事業一覧

部局名	所属名	事業名	事業開始年度	種別	NPO法人の名称	発注等の形態
福祉保健部	介護長寿課	元気な高齢者が活躍する場づくり支援事業	平成25年度	事業協力	NPO法人宮崎国際ボランティアセンター 他 19団体	その他
福祉保健部	健康増進課	新生児等スクリーニング検査事業	昭和52年度	委託	NPO法人タンデムマス・スクリーニング普及協会	一者
福祉保健部	健康増進課	がんサロン等運営支援事業	平成25年度	委託	NPO法人ホームホスピス宮崎	一者
福祉保健部	こども政策課	ファミリーサポートセンター強化推進事業	平成26年度	委託	NPO法人みやざき子ども文化センター	一者
福祉保健部	こども政策課	パパの子育て向上事業	平成26年度	補助	NPO法人ドロップインセンター	公募等
福祉保健部	こども政策課	パパの子育て向上事業	平成26年度	補助	NPO法人みやざき子ども文化センター	公募等
福祉保健部	こども政策課	みやざきの「子育て力」活性化事業	平成24年度	補助	NPO法人ままでのて	公募等
福祉保健部	こども政策課	みやざきの「子育て力」活性化事業	平成24年度	補助	NPO法人AI	公募等
福祉保健部	こども政策課	みやざきの「子育て力」活性化事業	平成24年度	補助	NPO法人子ども虐待防止みやざきの会	公募等
福祉保健部	こども政策課	子育て支援コーディネーター活動促進事業	平成25年度	補助	NPO法人みやざきママパパhappy	複数
福祉保健部	こども政策課	子育て支援コーディネーター活動促進事業	平成25年度	補助	NPO法人食生活応援団ベジフルバスケット	複数
福祉保健部	こども政策課	恋物語の絆づくり事業	平成25年度	委託	NPO法人みんなのくらしターミナル	一者
福祉保健部	こども政策課	恋物語舞台づくり事業	平成25年度	補助	NPO法人フロンティア会	公募等
福祉保健部	こども政策課	恋物語舞台づくり事業	平成25年度	補助	NPO法人正応路ごんだの会	公募等
福祉保健部	こども政策課	赤ちゃんの駅推進事業	平成26年度	委託	NPO法人みやざき子ども文化センター	公募等
福祉保健部	こども政策課	子育て応援カードキャンペーン事業	平成25年度	委託	NPO法人みやざきママパパhappy	公募等
福祉保健部	こども政策課	病児等お助け保育モデル事業	平成24年度	委託	NPO法人みやざき子ども文化センター	公募等
福祉保健部	延岡保健所	糖尿病予防相談会	平成24年度	共催	NPO法人のべおか健寿ささえ愛隊	一者
福祉保健部	身体障害者相談センター	高次脳機能障害相談・支援拠点事業	平成21年度	委託	NPO法人宮崎21高齢者福祉研究会	一者
環境森林部	環境森林課	新エネルギーづくり民間導入支援事業	平成25年度	委託	NPO法人ひむかおひさまネットワーク	公募等
環境森林部	環境森林課	新エネルギー地産地消県民運動推進事業	平成26年度	委託	NPO法人ひむかおひさまネットワーク	公募等
環境森林部	環境森林課	環境情報センター運営事業	平成16年度	委託	NPO法人みやざきエコの会	公募等
環境森林部	環境森林課	次世代エネルギーパーク活用推進事業	平成26年度	委託	NPO法人みやざきエコの会	公募等

〔別表1〕 監査対象機関及び実施事業一覧

部局名	所属名	事業名	事業開始年度	種別	NPO法人の名称	発注等の形態
環境森林部	環境森林課	地球温暖化防止活動推進センターによる地球温暖化防止活動推進事業	平成16年度	委託	NPO法人宮崎文化本舗	一者
環境森林部	環境森林課	みやざき低炭素社会推進事業	平成24年度	委託	NPO法人 ひむかおひさまネットワーク	公募等
環境森林部	環境管理課	守り育てよう「ふるさとの水辺」推進事業	平成25年度	委託	NPO法人大淀川流域ネットワーク	一者
農政水産部	北諸県農林振興局	森林づくり活動支援事業	平成18年度	補助	NPO法人 どんぐり1000年の森をつくる会	公募等
農政水産部	西諸県農林振興局	森林づくり活動支援事業	平成18年度	補助	NPO法人NPOえびの	公募等
県土整備部	河川課	河川愛護シンポジウム	平成25年度	委託	NPO法人大淀川流域ネットワーク	一者
県土整備部	河川課	河川愛護シンポジウム	平成25年度	委託	NPO法人 五ヶ瀬川流域ネットワーク	一者
県土整備部	河川課	子どもの水辺・海辺安全サポーター教室	平成25年度	委託	NPO法人大淀川流域ネットワーク	一者
県土整備部	河川課	子どもの水辺・海辺安全サポーター教室	平成25年度	委託	NPO法人 五ヶ瀬川流域ネットワーク	一者
県土整備部	河川課	子どもの水辺・海辺安全サポーター教室	平成25年度	委託	NPO法人 宮崎ライフセービングクラブ	一者
県土整備部	河川課	宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会運営に関する業務委託	平成20年度	委託	NPO法人大淀川流域ネットワーク	一者
県土整備部	延岡土木事務所	学校教育機関や地域との協働による「多自然川づくり」に関する基礎的研究	平成25年度	委託	NPO法人 五ヶ瀬川流域ネットワーク	一者
教育庁	スポーツ振興課	地域シンボルスポーツ育成事業	平成23年度	補助	NPO法人MIYAZAKIうづらaiクラブ	複数
教育庁	スポーツ振興課	みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業	平成24年度	補助	NPO法人佐土原スポーツクラブ	複数
教育庁	スポーツ振興課	みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業	平成24年度	補助	NPO法人MIYAZAKIうづらaiクラブ	複数
教育庁	スポーツ振興課	みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業	平成24年度	補助	NPO法人高城スポーツクラブ	複数
教育庁	スポーツ振興課	みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業	平成24年度	補助	NPO法人真幸ホットほっとクラブ	複数
教育庁	スポーツ振興課	みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業	平成24年度	補助	NPO法人いい汗かく藤クラブ	複数
教育庁	文化財課	アカウミガメ保護啓発事業	昭和60年度	委託	NPO法人宮崎野生動物研究会	一者
教育庁	県立図書館	みやざき自然塾コロキウム	平成24年度	事業協力	NPO法人みやざき自然塾	その他
教育庁	県立図書館	ランタンのつどい	平成25年度	事業協力	NPO法人国際ビフレンダーズ 宮崎自殺防止センター	その他
教育庁	県立図書館	講演会「図書館とまちづくり」	平成26年度	事業協力	NPO法人いさいと	その他
教育庁	県立西都原考古博物館	県立西都原考古博物館運営支援業務	平成16年度	委託	NPO法人いさいと	公募等

※注 発注等の形態 「公募等」・・・ 広く一般から募集した上で、入札や企画コンペ等を実施して相手方を決定しているもの  
「複数」・・・ 指名競争入札など、複数の候補者から相手方を決定しているもの  
「一者」・・・ 一者との随意契約や相手方を特定した補助など、相手方を一者に限定して決定しているもの  
「その他」・・・ 上記の「公募等」、「複数」、「一者」以外のもの

〔別表2〕書面調査実施所属一覧

部局名	所属名	部局名	所属名
総合政策部	総合政策課	農政水産部	農政企画課
	秘書広報課		地域農業推進課
	統計調査課		営農支援課
	総合交通課		農産園芸課
	中山間・地域政策課		農村計画課
	フードビジネス推進課		農村整備課
	生活・協働・男女参画課		水産政策課
	文化文教課		漁村振興課(含: 県立高等水産研修所)
	人権同和対策課		畜産振興課
	情報政策課		家畜防疫対策課
	消費生活センター		北諸県農林振興局
	総務部		総務課
人事課		県立農業大学校	
行政経営課		管理課	
財政課		用地対策課	
税務課		技術企画課	
市町村課		道路建設課	
総務事務センター		道路保全課	
危機管理課		河川課	
消防保安課		砂防課	
宮崎県税・総務事務所		港湾課	
高鍋県税・総務事務所		都市計画課	
西臼杵支庁		建築住宅課	
福祉保健部	福祉保健課	病院局	営繕課
	医療業務課		高速道対策局
	国保・援護課		小林土木事務所
	長寿介護課		延岡土木事務所
	障がい福祉課		油津港湾事務所
	衛生管理課		県立宮崎病院
	健康増進課		総務課
	こども政策課		財務福利課
	こども家庭課		学校政策課
	中央福祉こどもセンター		特別支援教育室
	都城保健所		教職員課
	延岡保健所		生涯学習課
県立看護大学	スポーツ振興課		
身体障害者相談センター	文化財課		
環境森林部	環境森林課	教育庁	人権同和教育室
	環境管理課		中部教育事務所
	循環社会推進課		県立図書館
	自然環境課		総合博物館
	森林経営課		県立西都原考古博物館
	山村・木材振興課		宮崎大宮高等学校
商工観光 労働部	林業技術センター	教育庁	都城農業高等学校
	商工政策課		延岡商業高等学校
	産業振興課		都城さくら聴覚支援学校
	労働政策課		みなみのかぜ支援学校
	企業立地課		日南くろしお支援学校
	観光推進課		警察本部
オールみやざき営業課			